

令和4年度 姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業【説明資料】

説明内容

1. 姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業について
2. 事業概要および運用
3. 申請時における提出資料及び実施スケジュール
4. 留意事項（補足）
5. 従前制度からの主な変更点

令和4年7月28日 姫路市 こども保育課



1. 姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業について

資料：別紙1

■趣旨

姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業（以下、処遇総合支援事業）は教育及び保育の提供に携わる人材確保を図り、質の高い教育及び保育を安定的に供給するため、職員の処遇を改善する事業に積極的に取り組む教育・保育施設に対し、その経費の一部を補助するものです。

■「私立教育・保育施設職員処遇改善事業」及び「保育士定着支援一時金給付事業」の統合

現行の「私立教育・保育施設職員処遇改善事業（以下、処遇改善事業）」及び「保育士等定着支援一時金給付事業（以下、定着支援事業）」を統合し、一体的な事業として見直しを行いました。従来の課題であった中堅職員を含めた保育士の長期的な就労支援ができるよう、通算経過年数0～2年目の職員は従前制度と同等の支援を行うとともに、従前制度では対象外となっていた通算経過年数7年目以降の職員等への処遇改善を図ることができるよう、事業を再構築します。



2. 事業概要および運用

資料：別紙1

要綱に規定する内容	
対象施設	市内に所在する特定教育・保育施設
対象経費	<p>処遇改善費として給与支出する費用（社会保険料等の事業主負担部分は対象外）</p> <p>※各職員に対しては、職員毎に次の算式による処遇改善費を支給する。</p> <p>【算式】 下記の補助単価（月額）×年度内の勤務月数</p>
補助単価（月額）	<p>①通算経過年数3年未満の職員：20,000円</p> <p>②通算経過年数3年以上の職員：15,000円</p>
補助額の算定方法	<p>以下の対象職員ごとに算出した①・②の合計が、補助額の計</p> <p>【算式】 ① 通算経過年数3年未満の職員の処遇改善額の合計×補助率（10分の10）</p> <p>② 通算経過年数3年以上の職員の処遇改善額の合計×補助率（3分の2）</p>
対象職員	<p>次のすべての要件に該当する保育士等 ※<u>経過年数に伴う制限の撤廃</u></p> <p>① 対象施設又はその設置者と直接、労働契約の締結。</p> <p>② 事業年度において、保育士等定着支援一時金給付事業の対象者ではない者。</p> <p>③ 1か月の労働時間が120時間以上。</p> <p>④ 保育士登録又は幼稚園教諭の普通免許状の保有。</p> <p>⑤ 園児の教育及び保育に直接従事する者。</p> <p>※<u>対象施設の経営に携わる職員、施設長等は対象外</u></p>



3. 申請時における提出資料及び実施スケジュール①

資料：別紙3

■ 令和4年度における申請書類

(1) 姫路市私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業費交付申請書（様式第1号第5条）

(2) 対象職員一覧表（計画）兼収支予算書

※通算経過年数算定のための挙証資料として、別途、必要資料の提出を依頼する場合があります。

■ 原則、対象となる職員全員の申請ですが、例外として、以下の実施パターンでも受け付けます。

全対象職員のうち、申請する職員を限定する場合は、以下の(1)～(3)いずれかのみです。

申請の対象とする職員を限定する場合	3年未満	3年以上7年未満	7年以上
(1) 3年未満の職員のみ	全員必須	—	—
(2) 3年未満の職員、3年以上職員（3年以上7年未満のみ）	全員必須	全員必須	—
(3) 3年未満職員 3年以上職員（3年以上7年未満全員、7年以上の一部のみ）	全員必須	全員必須	一部

「3年以上7年未満職員のみ」「7年以上職員のみ」の申請は受付できません。

※「3年未満職員が在籍なし」等、該当職員がない場合は、この限りではありません。



資料：別紙3

4. 申請時における提出資料及び実施スケジュール②

■ スケジュール

	令和4年			令和5年						
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
姫路市		交付決定		所要額調査	変更決定（随時）				審査・補助金支給	
施設	交付申請			調査回答	変更交付申請（随時）			実績報告・請求		
		交付決定以降に 各職員へ支給			所要額調査までに報告していない増額分が 発生する場合には、必ず変更交付申請			※変更が生じる場合は3月31 日までに変更交付申請		
備考	※並行して次年度事業の調 査を実施		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 年度末までに、施設から各職員へ支給 ※交付申請時に記載のない職員には、変更交付申請前に支給しない </div>							

* 今回のご案内するのは「交付申請」のみです。実績報告等、支給決定後の詳細事項は、別途ご案内します。

4. 留意事項（補足）①

資料：別紙4

対象職員に係る事項	取扱い回答
対象外職員のうち「施設の経営に携わる職員」とは何を指すのか。	法人役員、理事長、理事、監事等、個人経営の場合の経営者（代表者）その他これらに類似する者を想定。
「園児の教育及び保育に直接従事する者」とは何を指すのか。	公定価格上の職員配置状況調書において、「保育教諭等の配置状況」の配置数に含む職員を想定。

定着支援事業の受給者に関する事項	取扱い回答
定着支援事業の対象職員が、年度途中で受給期間満了(36カ月)となる場合の取扱い。	単価は「3年以上職員」として、満了後の翌月から対象職員とすることが可能。
定着支援事業の対象職員が、本人都合で退職する場合の取扱い。	定着支援事業を取り下げたうえで、事業年度の勤務期間分については、処遇総合支援事業の申請が可能。
定着支援事業の対象職員が受給期間満了後、新制度の対象となる場合通算経験年数の取扱いの違い。	定着支援事業では、経験年数に他施設の勤務実績を含みませんが、処遇総合支援事業では、現施設の勤務年数に加え他施設勤務実績も含む期間を、本人の通算経験年数とする。



4. 留意事項（補足）②

資料：別紙4

補助金申請に係る事項	取扱い回答
補助単価は固定であるか。	3年未満は20,000円、3年以上は15,000円で固定。
対象経費の内訳、職員への支給方法に制限はあるのか。	<p>給与支給された<u>処遇改善費のみが対象</u> ※社会保険料等の事業主負担分は対象外 <u>支給方法は、同事業制限なし</u> ※原則、事業年度内（令和5年3月末まで）の支給が対象</p>
対象職員の退職、採用等、申請時から変更があった場合の取扱いについて。	<p>11月頃の調査時点までは変更申請は不要。<u>調査以降、総額が増加見込となる場合、変更申請の手続き必須。</u> ※各職員への支給は変更決定後</p>
対象職員の枠は拡充となったが、要件を満たす職員は全員申請する必要があるのか。	<p><u>職員の処遇の改善、ベースアップを図るため、原則、対象者の全員の申請であるが、例外的に、一部実施も可。</u></p>
既に当事業が実施される前提で、4月以降、職員に処遇改善費を支払っている場合、対象となるか。	<p>対象経費として当該年度4月分以降は遡及可。 対象経費以上の支払超過分等がある場合、当該超過分は補助金支給は不可。 ※事業初年度となる今年度は、施設と職員間のトラブルを避けるためにも、交付決定後に各職員へ支給ください。</p>



資料：別紙2

5. 従前制度からの主な変更点

制度比較 ①	従前制度（処遇改善事業）	新制度
補助単価（月額）	<ul style="list-style-type: none"> ・3年未満：5千円【3千円】 ・3～5年未満：10千円【8千円】 ・5～7年未満：18千円【16千円】 ※【】内は非正規雇用職員の単価 	<ul style="list-style-type: none"> ①通算経過年数3年未満の職員：20,000円 ②通算経過年数3年以上の職員：15,000円 ※雇用形態（正規、非正規）の区別なし
補助率	3分の2（2分の1）	①10分の10、②3分の2
対象職員（変更箇所）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育業務の専従者。 （対象施設の経営に携わる職員、施設長、副施設長、主任保育士、主幹保育教諭、事務員、調理員等を除く。） ・通算経過年数が7年未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の教育及び保育に直接従事する者。 ※施設の経営に携わる職員、施設長、副施設長及び教頭で園児の教育及び保育に直接従事していない者は対象外。 ・<u>経過年数に係る制限を撤廃</u>
制度比較 ②	従前制度（定着支援事業）	新制度
年度途中退職	給付なし	勤務した月数分は支給あり
転入者加算	あり（初年度のみ50千円加算）	なし
事業費の支払い	保育士本人名義の口座へ入金	各施設の口座へ入金

